

## ◆.....◆ 監修者まえがき

2018年4月に公認心理師養成がスタートした。養成のメインルートは、「4年制大学において省令で定める科目を履修」の上、「大学院において省令で定める科目を履修」となっている。大学では25科目が設定され、大学院では10科目が設定されている。

公認心理師の定義では、「『公認心理師』とは、第28条の登録（監修者注：公認心理師登録簿への登録）を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう」（公認心理師法第2条）と述べられた後に4つの業務が示されている。この定義を踏まえて、大学院の科目は次のように構成されている。大きくは講義科目（9科目）と実習科目（1科目）に分けられる。講義科目は、「保健医療、福祉、教育その他の分野」に関する科目（5科目）と「心理学に関する専門的知識及び技術」に関する科目（4科目）である。

この「公認心理師分野別テキスト」では、「保健医療、福祉、教育その他の分野」に関する科目（5科目）を扱う。心理支援の分野としては、一般的に5分野が想定されており、それに対応した科目が配置されている。つまり、①保健医療分野：保健医療分野に関する理論と支援の展開、②福祉分野：福祉分野に関する理論と支援の展開、③教育分野：教育分野に関する理論と支援の展開、④司法・犯罪分野：司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開、⑤産業・労働分野：産業・労働分野に関する理論と支援の展開である。本テキストでは、分野ごとに1巻ずつを当て、その分野の概要、関係法規、業務、実践等を解説している。

公認心理師カリキュラム等検討会の報告書では、特定の分野において

求められるものの例が示されている。その中からいくつかを抜粋しよう。

**医療分野** 心理検査や心理療法（集団療法、認知行動療法を含む）等、心理職の立場からの技術提供が求められる。

**保健分野** 乳幼児健診等の母子保健事業における母性や乳幼児への心理に関する援助、認知症が疑われる高齢者への支援等、幅広い技能が求められる。

**教育分野** スクールカウンセラー等として、幼児児童生徒、保護者及び教職員に対する相談・援助等を行うことにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止、早期発見、事後対応、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する心理検査や支援、学校への助言等の必要な対応等を行うことが求められる。

**福祉分野** 児童福祉施設（障害児施設・保育所を含む）等においては、子どもの発達に関する知識や各種心理検査等の技術をもって、子どもの状態、家族像、今の問題点等を包括的に理解・評価することが求められる。

**司法・犯罪分野** 犯罪や非行をした者について、犯罪や非行に至る原因や心理の分析、再犯・再非行のリスク評価、矯正・更生のための指導・助言、処遇プログラムの提供等を行う。

**産業・労働分野** 労働者に対する相談援助や研修等を行う。また、メンタルヘルス対策の活動を行うことで労働環境の改善や労働者のパフォーマンスの向上に役立てる。

公認心理師はいわゆる汎用資格なので、特定の分野だけしかわからないというわけにはいかない。将来的には特定の分野で仕事をしていくにしても、まずはすべての分野について学ぶことが必要かつ有益である。視野を広く持ち、適切にリファーするためにも、すべての分野について積極的に学んでいかれるよう願う。

2018年10月  
野島一彦

## 編者まえがき

監修者まえがきにあるとおり、司法・犯罪分野とは「犯罪や非行をした者について、犯罪や非行に至る原因や心理の分析、再犯・再非行のリスク評価、矯正・更生のための指導・助言、処遇プログラムの提供等を行う」ことを目的としている。これに、犯罪被害者支援を加えた「立ち直り支援」、さらに家庭裁判所調査官が関わる家事事件における「家族臨床」が本書の内容の中核を占めている。筆者は、20年余り法務省保護観察官を勤めた後に大学院教員となり、日本更生保護学会及び日本家族療法学会の副会長、日本犯罪心理学会の理事を務めていることから編者を引き受けることとした。

執筆者は、非行・犯罪臨床の専門機関で長く実務に携わっている方々、専門機関の第一線に立つ「生島ゼミ」の大学院修了生、臨床実務に精通した研究者を精選した。ただし、「第1章1. 特徴と留意点、2. 制度・法規と公認心理師の位置づけ（1）非行臨床、（2）犯罪臨床」「第2章2. 職域間の連携」「終章 司法・犯罪分野で学ぶこと」については、その全体像を俯瞰して編者が単独で執筆したものである。

なお、司法・犯罪分野の特質として、専門機関のほとんどが公的機関であることから、特に「第3章 司法・犯罪分野の実践」での記述については、公認心理師の法定義務はもとより、公務員の厳密な「秘密保持義務」への配慮がなされていることは言うまでもない。

ところで、「クライアントに自己決定権がない」「権力を基盤とする心理・社会的援助」といった臨床構造の特徴から、この分野は心理療法やケースワークの〈外れもの〉として受け止められてきた、というのは編者のひがみだらうか。しかし、近年、臨床現場ではDVやひきこもり、

ゲーム・ギャンブル依存、ストーカーなど自从来談することはほとんどなく、治療的動機づけの乏しいクライアントへのアプローチに対する社会的ニーズが高まっている。我々司法・犯罪分野の臨床実践の集積が有用であることを実証していく責務がある。

なお、公認心理師の受験資格を得るためのコースのひとつとして、大学で必要な心理学の25科目を修めて卒業し、その後、一定期間認定施設で実務経験を積むことが求められている。その施設として、少年鑑別所及び刑事施設、裁判所職員総合研修所及び家庭裁判所が認定されているところからも、司法・犯罪分野の重要性が分かるであろう。

一方、薬物乱用、性犯罪や暴力事案などへの認知行動療法に基づく処遇プログラムの実施が〈業務〉として位置づけられたのは良いが、権力の行使者としてのロールと支援者としてのロールという相矛盾する〈ダブル・ロール〉と呼ばれてきた臨床家の葛藤が、意識化されてきた経緯がある。それは「効果があればやってよいというものではない」という歯止めとなり、対象者のニーズと社会からの要請とを吟味し、すり合わせるという支援者の謙抑的姿勢につながる重要なものである。犯罪被害者支援や家事事件では、このダブル・ロールは顕在化しないが、司法・犯罪分野全体においてクライアントと支援者は決して対等ではなく、受容・共感しかねる内容も少なくないのである。

公認心理師の有資格者が司法・犯罪分野で活躍し、多職種多機関連携がシステム化されるなかで、心理支援がより積極化することは何よりも喜ばしい。だが、その副作用とは言わないが、昨今強調される数字で明示された再犯率といったエビデンスや採算性といったコスト・ベネフィットに振り回されずに、過程分析による事例研究や公正の観点からのプログラム評価が重要であることを強調したい。

2018年12月  
生島 浩

## 目次

監修者まえがき iii

編者まえがき v

### 序章 公認心理師とは

1. 公認心理師法の成立と公認心理師の業務 ..... 4
  - ① 公認心理師法の成立 4
  - ② 公認心理師の業務 5
2. 公認心理師の法的義務 ..... 6
  - ① 信用失墜行為の禁止 6
  - ② 秘密保持義務 6
  - ③ 連携等 7
  - ④ 資質向上の責務 8
3. 安全確保と情報共有 ..... 9
  - ① 安全確保 9
  - ② 情報共有 11

### 第I部 理論の展開

#### 第1章 司法・犯罪分野の概要

1. 特徴と留意点 ..... 18

2. 制度・法規と公認心理師の位置づけ ..... 20

① 非行臨床——少年事件 20

①分野と機関 20

②制度と専門家 23

③非行臨床の留意点 27

② 犯罪臨床——成人事件 27

①分野と機関 27

②制度と専門家 30

③犯罪臨床の留意点 32

③ 犯罪被害者支援 33

①分野と機関 33

②制度と専門家 36

④ 家族臨床——家事事件 38

①分野と機関 38

②制度と専門家 41

第2章 司法・犯罪分野の業務

1. 職域と課題 ..... 46

①警察 46

②家庭裁判所——家庭裁判所調査官 48

③更生保護——保護観察官・社会復帰調整官 50

④矯正 51

⑤児童福祉 53

⑥医療観察法指定医療機関 55

⑦精神鑑定・情状鑑定 57

2. 職域間の連携 ..... 60

① 司法・犯罪分野の組織間連携——多機関連携 60

② 保健医療・福祉・教育等その他のシステムとの連携——多職種連携 62

③ 多機関多職種連携——システムズ・アプローチの観点 63

第Ⅱ部 支援の展開

第3章 司法・犯罪分野の実践——事例スーパービジョン

事例① 警察——性犯罪被害者への支援 68

事例② 家庭裁判所(少年事件)——盗撮事件 72

事例③ 家庭裁判所(家事事件)——面会交流事件 76

事例④ 更生保護——保護観察官 80

事例⑤ 更生保護——社会復帰調整官 84

事例⑥ 矯正——窃盗で少年鑑別所に収容 88

事例⑦ 矯正——性犯罪で懲役刑 92

事例⑧ 児童福祉——児童養護施設から措置変更 96

事例⑨ 医療観察法指定医療機関——病識がなく内省が深まりにくい対象者 100

第4章 司法・犯罪分野の現場——こんなときどうする? Q&A

Q&A① 警察の少年相談 106

Q&A② 秘密保持に配慮した関係機関との連携はどのようになされるのか 107

Q&A③ 性犯罪被害者への支援 108

Q&A④ 警察の部内カウンセラー 109

Q&A⑤ 少年事件における社会資源の活用 110

Q&A⑥ 少年事件における親子関係の調整 111

Q&A⑦ 家庭裁判所調査官の調査における公認心理師の秘密保持義務 112

Q&A⑧ 離婚調停における子どもの意思の取り扱い 113

Q&A⑨ 保護観察の種類 114

Q&A⑩ 保護観察中の遵守事項 115

Q&A⑪ 精神保健観察の対象者の病状が悪化しているという情報を得た場合の対応 116

Q&A⑫ 更生保護における被害者支援 117

Q&A⑬ 収容審判鑑別における面接実施上の留意点 118

- Q&A 14 少年鑑別所の心理技官と家庭裁判所調査官との事例検討 119
- Q&A 15 指定鑑別及び少年院の矯正教育課程 120
- Q&A 16 対象者の「罪」と向き合う際に湧き上がる感情 121
- Q&A 17 公認心理師の秘密保持義務 122
- Q&A 18 児童相談所における措置 123
- Q&A 19 医療機関との連携 124
- Q&A 20 児童自立支援施設退所後の支援 125
- Q&A 21 医療観察法通院処遇中の入院 126
- Q&A 22 医療観察法指定入院医療機関への被害者や遺族からの問い合わせ 127
- Q&A 23 心理検査 128
- Q&A 24 情状鑑定の鑑定人 129



**終章 司法・犯罪分野で学ぶこと・学び方**

- 1. 制度としての心理支援——全体概要をつかむ…………… 132
- 2. 法規に基づくシステムズ・アプローチ…………… 133
- 3. 非行・犯罪の要因の究明と立ち直り支援の道筋を探る…… 135
- 4. 家族臨床の実践…………… 136

引用・参考文献 138

索引 142

## 1. 公認心理師法の成立と公認心理師の業務

### ① 公認心理師法の成立

わが国の心理学は、1890年に元良勇次郎が帝国大学教授に就任したことに始まる。1920年頃から心理検査（知能テストなど）の作成と実施が行われている。1920年頃に森田療法が創始され、1932年には古澤平作がフロイト（Freud, S.）のもとに留学し、精神分析家の資格を得ている。

第二次世界大戦後（1945年後）に、わが国の臨床心理学が誕生し、1964年には日本臨床心理学会が創立された。そして心理職の国家資格化が議論されたが、先に進まず、資格推進派の人たちはこの会を脱会した。

その後、1982年に資格推進派の人たちが中心となり、日本心理臨床学会が設立された。心理職の国家資格化を目指したが、その実現は難しく、この学会が中心となり1988年に国家資格への一階梯として民間資格である臨床心理士（修士修了者）を認定する日本臨床心理士資格認定協会が作られ、臨床心理士の認定が開始された（2018年4月現在、34,504人を認定している）。

その後も心理職関係者の国家資格化への運動は続いた。2005年には医療団体が学部卒の医療心理師という資格、臨床心理団体は臨床心理士をモデルとした資格を作ろうという動きが活発化し、いわゆる二資格一法案の骨子案ができたが、国会解散もあり、頓挫することになった。

2011年には医療団体、臨床心理団体、心理学団体の3団体が「心理職者に国家資格を」と題する3団体要望書を取りまとめ、約700人の国会議員に届けた。それを契機に法制化の動きが加速化した。2012年には自民党の「心理職の国家資格化を推進する議員連盟」が立ち上げられた。2014年6月には公認心理師法案が国会に提出された。しかし、衆議院解散のため廃案となった。その後、2015年7月に法案の再提出が行われ、同年9月に国会で制定され、公布された。そして2017年9月に施行さ

れ、養成が2018年4月よりスタートし、経過措置による第1回の国家試験が同年9月に実施された。

### ② 公認心理師の業務

公認心理師法制定の目的は、「公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする」となっている（公認心理師法第1条）。そして公認心理師の業務については次のように定義されている（第2条）。

公認心理師とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ①心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析。
- ②心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助。
- ③心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助。
- ④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供。

ちなみに公認心理師は、医師や看護師の資格のような業務独占の資格ではなく、名称独占の資格である。公認心理師法第44条で名称の使用制限が次のように記載されている。「公認心理師でない者は、公認心理師という名称を用いてはならない。2 前項に規定するもののほか、公認心理師でない者は、その名称中に心理師という名称を用いてはならない」。これに違反した場合は「30万円以下の罰金に処する」となっている。

## 1. 特徴と留意点

本書で扱う「司法・犯罪分野」は、公認心理師カリキュラムで登場した新しい授業科目である。従来の「非行・犯罪心理学」では、「犯罪」は20歳以上の成人によるものであり、20歳未満の少年（男女の区別なく使用）による「少年事件＝非行」と区別して記述される。さらに、非行・犯罪の加害者への立ち直り支援にとどまらず、被害者支援も公認心理師の重要な実践分野である。

新たに付加された「司法分野」とは裁判所における心理実践を意味し、具体的には「家庭裁判所調査官」が、前述の「少年事件」と共に、犯罪分野とは対象の異なる「家事事件」についてもその業務を担っている。立法・行政・司法という三権分立の一つである狭義の意味ではなく、「刑事司法に関わる（forensic）」という広義の用語と理解したい。

司法・犯罪分野は、実施の多くは公的な機関・施設であることが第一の特徴として挙げられる。公認心理師の職責の前に、公務員としての「職責・倫理」があり、職場自体が法律、福祉、社会学等を専攻してきた者との協働の場である。そこでは、チームアプローチとしての多職種連携、立ち直り支援の基本である多機関連携があり、これが第二の特徴である。

非行・犯罪分野の臨床において、入院治療に相当する刑務所や少年院、児童自立支援施設などでの「施設内処遇」に対して、外来診療に当たるのが「社会内処遇」であり、警察や裁判所、児童相談所や保護観察所が担っている。機能連携が図られつつも組織は細かく分化しており、これが第三の特徴として挙げられる。

非行問題に関しては、警察による少年相談や法務省による「社会を明るくする運動」といった犯罪予防活動としての初期的介入（プリベンション）はあるが、原則として当該機関・施設に事件係属や入所しないと関わることができない。

留意点としては、全ての分野に共通するが、特にこの分野では基本法に関する理解が欠かせないことである。犯罪は刑法と刑事訴訟法、非行は少年法と児童福祉法、医療観察制度は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）、被害者支援は犯罪被害者等基本法、そして、家事事件は民法と家事事件手続法である。

特に、年齢に関する各法の規定、例えば、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる改正民法は2022年度から施行されるが、少年法における少年は20歳未満、児童福祉法の児童は18歳未満と各法律で年齢区分が異なり、交錯・重複する部分に留意が必要である（廣瀬, 2017）。

さらに、犯罪と触法との異同も重要である。精神医療で使われる「精神疾患の診断・統計マニュアル（DSM-5）」が典型例だが、用語の定義は使う人の意図や目的によって異なる、すなわち〈操作的〉である。まず、「触法」とは、違法行為を行っても「法的な刑事上の〈責任＝処罰〉をされない」ことを意味している。14歳以上は「犯罪少年」、それ未満は「触法少年」という区別は簡明だが、精神鑑定が必要な事案は複雑である。精神科医と心理職が実施する鑑定において、責任能力が〈くない：心神喪失〉か〈限定：心神耗弱〉とされた「精神障害者」は、刑務所ではなく精神科病院への入院など、精神医療が選択される（生島, 2017）。要するに、刑事司法分野と精神医療・福祉分野が協働することの必要なクライアントに携わる能力が求められているのである。

## 1. 職域と課題

### 1 警察

#### ◆ 被害者支援

警察は、「被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ犯罪被害者と最も密接に関わり、犯罪被害者を保護する役割を担う機関」（警察庁，2017，p.4）であるため、犯罪被害の直後から各種の施策を推進し、被害者の精神的負担軽減を図っている。特に、殺人や傷害、性犯罪などの身体犯の被害者、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者に対しては、被害による精神的苦痛が大きいことから重点的に施策を推進している（警察庁，2017）。犯罪被害者支援のための主な施策として、刑事手続の概要や被害者が利用できる各種相談窓口等を記載したパンフレットの作成・配布、捜査状況や逮捕被疑者の処分状況について連絡する被害者連絡制度の実施、犯罪被害者等給付金の支給、再被害防止のための助言や緊急通報装置の貸出、あらかじめ指定された警察職員が支援活動を行う指定被害者支援要員制度等がある。また、犯罪被害者への精神的被害の回復への支援として、カウンセリングに関する専門知識や技能を有する職員（警察部内カウンセラー）の配置及び精神科医や民間カウンセラーとの連携等によるカウンセリング体制を整備している。このように被害者の精神的被害回復への支援で中心的役割を果たす警察部内カウンセラーは、心理学やカウンセリングに関する専門的知識と技能に加え、犯罪被害直後の被害者に付き添い、相談に応ずるなど、被害者の不安定な心理状態をできるだけ早く元の状態に戻すための危機介入や、多職種・多機関連携等を実施する能力も求められる。

#### ◆ 科学捜査研究所

科学捜査研究所は、各都道府県警察に設置されている機関で、警察が

取り扱う刑事事件に関連する資料を鑑定することを主な業務としている。また、鑑定業務のみならず、鑑定に関わる研究も行っている。業務は、主に、血液やDNA鑑定等を行う「法医」、薬毒物や微物を鑑定する「化学」、拳銃や刃物等を鑑定する「物理（工学）」、筆跡や身分証の偽造等を鑑定する「文書」、記憶の検査であるポリグラフ検査や事件情報を分析して犯人や次回の犯行などの推定を行う犯罪者プロファイリング等を行う「心理」の分野に分かれている。「心理」が担当するポリグラフ検査は、直接犯人と対峙する可能性のある鑑定業務である。警察庁には、附属機関として科学警察研究所が設置されており、都道府県警察から委託を受けて鑑定を行う他、科学捜査研究所の鑑定技術職員に対して専門分野ごとに研修及び指導を行っている。そのため心理学の専門的知識・技術を有する専門職員が配置されている。

#### ◆ 少年相談

警察では、少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能を有する少年補導職員が中心となって、触法少年、ぐ犯少年の補導や積極的な街頭活動による不良行為少年等の早期発見・補導に当たっている。また、その他にも家出少年、要保護少年等への対応や有害環境の浄化、広報・啓発活動等も実施している。

心身ともに未成熟な少年が、犯罪、いじめ、児童虐待などの被害に遭った場合は、その精神的ダメージは大人に比べて非常に大きく、また、被害の影響で少年の健全な育成が阻害される場合もあるため、少年の特性に配慮しながら被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援する活動も行っている。少年の被害時の状況や精神的ダメージの程度を総合的に判断し、被害からの回復のために、少年や保護者に対する適切な助言や指導に加え、カウンセリングの実施や少年の家庭を始めとする周囲の環境調整を行っている（警察庁，2017）。



## 事例①

## 警察——性犯罪被害者への支援

## 事例提示

**支援対象者** 小学5年生女兒A、母親。

**支援者** 警察本部犯罪被害者支援室心理カウンセラー。


**事例の概要** Aが一人で下校途中、見知らぬ男に後ろから口をふさがれた上で脅され、強姦性交等致傷の被害に遭った。Aは、自宅に帰ってすぐに母親に話し、家族が110番通報したことにより警察が認知することになった。警察署における短時間の事情聴取と産婦人科での診察を終えた後、担当する女性警察官から犯罪被害者支援室の心理カウンセラーに対して「被害者が幼いため今後の影響が心配される。母親も精神的ショックを受けて動揺が激しい」との報告があり、支援要請がなされた。

心理カウンセラーは警察署に赴いてAと母親に面会し、自己紹介したうえでカウンセリング制度や付き添いなど警察で行っている支援について説明を行った。母親に対して要望を確認したところ、「娘の今後が心配。私もショックで娘にどう接すればいいのか分からないので相談したい」と述べたため、Aと母親に対して継続的に支援を行うこととした。

支援活動では、Aに対するカウンセリングの実施と並行して、警察署での調書作成や被害状況を再現する再現見分等への付き添いを行った。付き添いの際には、Aと母親が見通しを持てるよう、これから行うことの具体的内容と実施する理由、所要時間の目安等を初めに伝えてほしいと担当警察官に依頼した。また、Aと母親の精神状態を確認しながら適宜声をかけたり、担当警察官に休憩を申し入れたりするなど、犯罪被害

者の負担軽減を心がけた。

被害直後のAは、加害者に対する恐怖と自分が母親を悲しませてしまったとの思いでショックを受けている様子が見られ、また、体調不良を訴えていた。母親は事件の話になるたびに涙を流していたが、カウンセラーからのA及び母親に対する心理教育、担当警察官からの丁寧な説明、自宅周辺のパトロールの強化や再被害防止のための署と学校との連携等を実施すると、少しずつ落ち着きを取り戻していった。母親が落ち着きを取り戻すとAも徐々に落ち着き、事件の1週間後には母親の送迎で登校を再開した。事件から2週間後、犯人が検挙されたため、Aに対して「Aさんが警察に話をしてくれたおかげで犯人を捕まえることができたよ。勇気を出して話してくれてありがとう」と伝えると、表情が和らいだ。

 チェック

1. 犯罪被害から間もない被害者の反応や症状はどのようなものか。また、支援者はどのような点に留意するとよいか。
2. 保護者への対応ではどのような点に配慮するとよいか。
3. 被害者への長期的支援のためにどのような対策をとるとよいか。

 読み解き

1. 子どもが性犯罪被害にあった場合の反応として、頭痛や腹痛、不眠、食欲不振などの身体症状が表れることが多いとされる。また、急にわがままを言ったり、今まで一人でできていたことができなくなったりする退行が見られることもある。加えて、加害者についていつてしまった自分が悪いといった自責感や、何か悪いことをしてしまったという罪悪感、戸惑いや恥ずかしさ、不安を感じることも多い。



## ① 警察の少年相談

**Q** 中学3年生女子の夜遊び、成人との異性交遊に関して、本人には「困り感」はまったく感じられず、保護者や中学校の教員が対応に苦慮している。警察の少年相談は、本人以外の保護者や学校関係者も対応してもらえるのか。また、「少年事件」として取り扱ってもらいたくない場合も相談に応じてもらえるのか。

**A** 「平成29年中における少年の補導及び保護の概況」（警察庁生活安全局少年課，2018）によれば、全国の警察で約7万件の少年相談を受理しており、その内訳は、「少年自身」からは約1万6千件、「保護者」からは約3万5千件、教員からといった「その他」は約1万9千件となっている。相談内容も家庭問題が一番多く、非行問題、学校問題と続き、すなわち、「少年事件」として取り扱うための窓口ではない。

もちろん、少年の不健全性的行為を「ぐ犯事件」として立件することにより、少年を保護する必要性が認められれば、その働きかけを保護者等に行うことはある。さらに、少年が被害者、相手の成人が加害者である「強制性交等罪」等が成立しうるのであれば、少年補導職員から警察官に対応が引き継がれる可能性はあるが、これも少年、保護者等の意思を無視して行われるものではない。

なお、警察署にある少年相談室への来所が難しい場合は、「少年相談110番」「ヤングテレホン」といった電話相談は全国で実施しており、近年は、メールによる相談を実施している都道府県もある。非行問題の「初期対応・危機介入」として最も有力な専門機関であり、公認心理師の知見が活かせる職域である。



## ② 秘密保持に配慮した関係機関との連携はどのようになされるのか

**Q** Aは小学5年生女子。家族構成は実母（30歳代）と母方祖母（70歳代）の3人であり、精神障害のある実母は未婚のままAを出産している。実母は無職、祖母の年金が頼りで要保護家庭である。最近、実母はインターネットで知り合った男性と交際して、自宅を空けがちで祖母にAの養育を任せきりである。しかし、Aは反抗期が始まったのか、高齢の祖母の言うことを聞かず、学校も、不登校傾向が見られると心配している。学校からの紹介で祖母が少年相談に来所した。事情を聞くと、警察沙汰にはなっていないが、菓子などの万引き（窃盗）が小学校入学以来数件あるとのこと。また、母親とその交際男性が時折自宅に泊まるが、その際のAの性的被害を心配している。実母は相談に応じず、祖母も反対しているが関係機関とのケースカンファレンスを持ちたい。秘密保持に配慮した実施は可能であるか。

**A** いわゆる“家庭の事情”が錯綜した多問題家庭の事案である。関係機関との連携が必要で、学校、警察、児童相談所、福祉相談機関、医療機関がすぐ頭に浮かぶ。虐待が認められれば、児童福祉法で通告義務があるので論外であるが、ほとんどの都道府県・市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会」に着目したい。公認心理師法にも定められているような専門職の「秘密保持義務」違反を気遣うことなく、要保護児童に関する情報の共有、支援策の検討を行う機関である。なお、児童福祉法が根拠法であるが、決して虐待事案に限定されず、触法や家庭問題を抱えたケースも支援対象である。そこでの秘密保持義務が課せられた専門職同士のケースカンファレンスは何ら問題ではない。